



経理の窓 2月号

平成22年2月1日号

インフルエンザは、一段落。一時は、品切れだったマスクも購入できるようになりました。太陽ができれば、暖かい日差しに、春のけはいを感じます。

今月の税務

- | | | |
|------------|----------|------------------------------|
| 法人 | : | 12月決算法人の確定申告と納税 |
| 地方税 | : | 固定資産税と都市計画税の第4期分の納付 |
| 個人 | : | 贈与税、所得税の確定申告（3月15日まで） |

お葬式の費用について

確定申告の時期が近くなって、お葬式の費用は、所得から控除できますか？との、ご質問がありました。

お葬式の費用は、相続税を計算するとき、被相続人の葬式にかかった費用を遺産額から、差し引くことができますが、所得税の計算をするときには、所得から差し引くことは、できません。

遺産額から差し引ける葬式費用は、通常次のようなものです。

- ①死体の搜索又は死体や遺骨の運搬にかかった費用
- ②遺体や遺骨の回送にかかった費用
- ③葬式や葬送を行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をするためにかかった費用
(仮葬式と本葬式を行ったときはその両方にかかった費用が認められます。)
- ④葬式などの前後に生じた出費で通常葬式などにかかせない費用
(例 お通夜などにかかった費用)
- ⑤葬式にあたりお寺などに対して読経料などのお礼をした費用

次のような費用は、遺産額から差し引ける葬式費用とは、認められません。

- ①香典返しのためにかかった費用
- ②墓石や墓地の買い入れのためにかかった費用や墓地をかりるためにかかった費用
- ③初七日や法事のためにかかった費用

・オンライン申請講習会が開催されています

税理士の先生方と最近、話題になるのが、『電子申告』です。手続きに、日数がかかり、大変だったと、お聞きしますが、確定申告を電子申告で行うと、所得税額の特別控除制度により、平成22年分まで、1回限り、5,000円の税額控除を受けられます。

オンライン申請講習会は、総務省が実施するオンライン利用の促進を目的としたもので、受講料無料で、全国の500カ所以上のパソコン教室で、受講することができます。

期間は、平成22年2月1日（月）～3月15日（月）予定

講習内容は、①オンライン申請に必要な準備

②e-Taxを利用した所得税の確定申告

③e-Govを利用した年金加入記録の照会 　　です。

講習受講には、電子証明書が記録された住民基本台帳カードが必要です。

詳しくは、総務省の講習会専門サイト、又は、電話でお問い合わせください。

<http://lets-online.go.jp/>

0570-015-845（9:00～17:00）

確定申告の時期になりました。添付書類等はそろっていますか？

特例の適用を受けるには、期限内の申告が必要になります。証明書等取り寄せなければならない書類は、早めに手続きをしましょう。

確定申告を税理士に依頼されたい方には、税理士をご紹介します。

詳しくは、お問い合わせください。

有限会社 たべい

電話 043-422-5836 FAX 043-422-5844